

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案における国土交通省の共管部分について

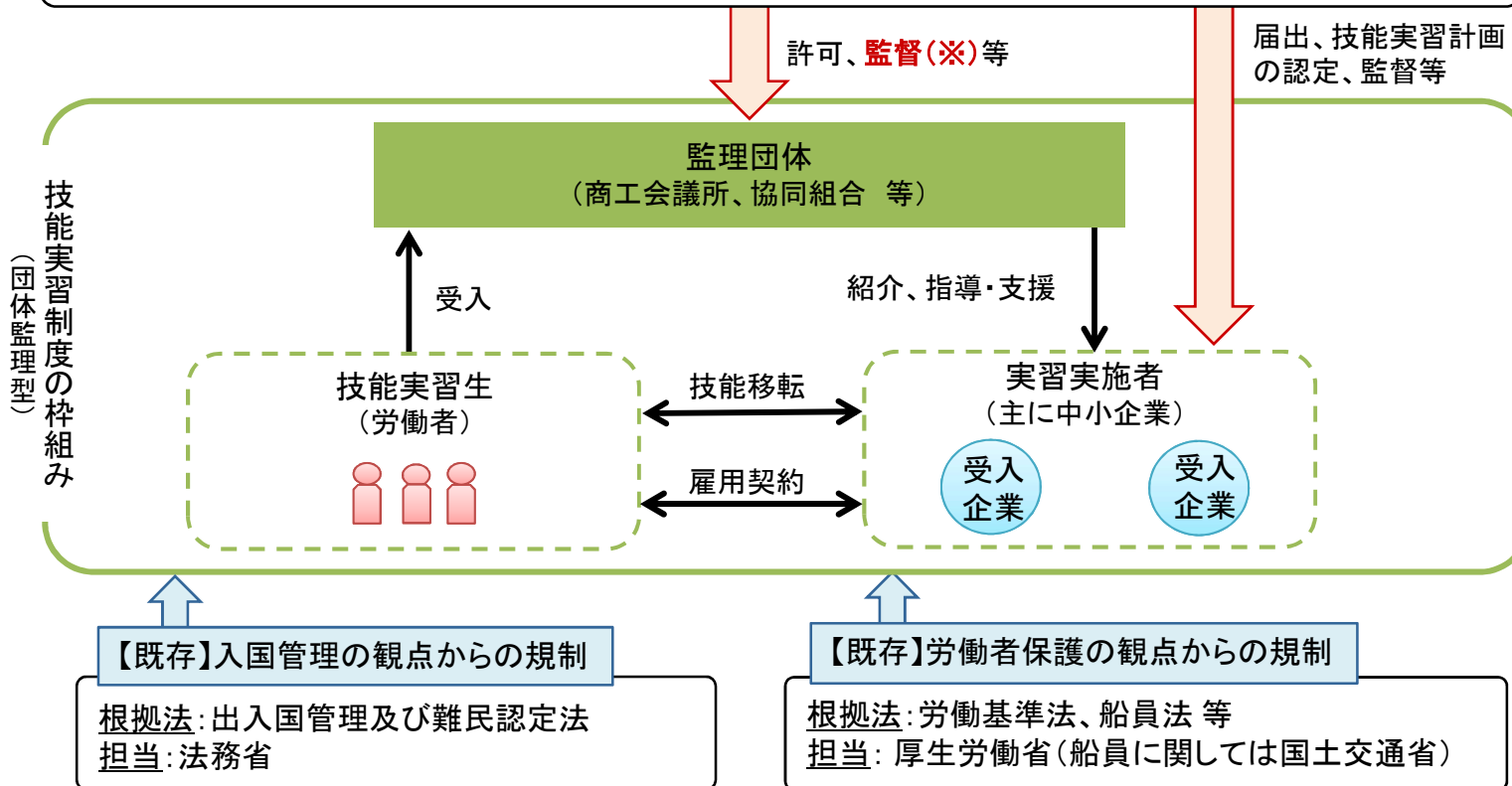
- ◆ 船員に係る技能実習の対象職種は、漁船漁業(漁労技術の取得のための技能実習)。(法制定前後で変更なし。)
- ◆ 船員に係る労働法規に知見を有する立場から、一部規定を国土交通省が共管。

【新法】技能等の修得等の促進や技能実習生の保護の観点からの規制

主務大臣:厚生労働大臣・法務大臣 担当:外国人技能実習機構(仮称)(認可法人)

法律案の概要:

- 監理団体の許可制、実習実施者の届出制
- 技能実習計画の認定制(技能等の修得・移転の担保)
- 立入検査等による指導監督の強化
- 事業所管大臣等を通じた重層的な指導の実現



(※)国土交通省共管部分  
 監理団体への監督のうち、船員に関する労働法令に関する専門的知見を要する部分は、主務大臣から国土交通大臣に権限を委任できる。また、国土交通大臣は、委任された権限について、より専門的知見を有する船員労務官に行わせることができる。